第百七十四回国会

参議院議院運営委員会会議録第十三号

平成二十二年三月三十一日（水曜日）
午後零時四十分開会

委員の異動

三月二十六日
辞任　外山　斎君　補欠選任　広田　一君
三月二十九日
辞任　広田　一君　補欠選任　外山　斎君

出席者は左のとおり。

委員長　西岡　武夫君
理事　池口　修次君　羽田雄一郎君　松野　信夫君　石井　準一君　加治屋義人君　魚住裕一郎君
委員　大石　尚子君　大河原雅子君　大久保潔重君　金子　洋一君　川崎　稔君　行田　邦子君　島田智哉子君　武内　則男君　外山　斎君　徳永　久志君　古川　俊治君　松下　新平君　丸川　珠代君　山田　俊男君　吉田　博美君　義家　弘介君　山本　博司君
委員以外の議員
議員　仁比　聡平君　議員　山内　徳信君
議長　江田　五月君　副議長　山東　昭子君
事務局側
事務総長　小幡　幹雄君　事務次長　橋本　雅史君　議事部長　東海林壽秀君　委員部長　中村　剛君　記録部長　情野　秀樹君　警務部長　郷原　悟君　庶務部長　古賀　保之君　管理部長　吉岡　拓君　国際部長　井高　育央君
国立国会図書館側
館長　長尾　真君　総務部長　内海　啓也君

本日の会議に付した案件
○国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
○議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件
○国会議員の資産等の公開に関する規程の一部改正に関する件
○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件
○国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件
○国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件
○本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件
○本日の本会議の議事に関する件

○委員長（西岡武夫君）　ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長（小幡幹雄君）　便宜私から御説明申し上げます。

本案は、消費者庁に国立国会図書館支部消費者庁図書館を置こうとするものであり、公布の日から施行することとしております。

以上でございます。

○委員長（西岡武夫君）　これより採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（西岡武夫君）　全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西岡武夫君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（西岡武夫君）　次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件、国会議員の資産等の公開に関する規程の一部改正に関する件並びに参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件の三件を一括して議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長（小幡幹雄君）　御説明申し上げます。

まず、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件でございますが、本件は、本年四月から、証人等が出頭し、又は陳述をした日の日当の額を、陳述に要した時間が四時間未満の場合は現行一万九千円を一万八千九百円に、四時間以上の場合は現行二万三千二百円を二万三千百円に、それぞれ改めようとするものでございます。

次に、国会議員の資産等の公開に関する規程の一部改正に関する件でございますが、本件は、所得税法等の一部を改正する法律の施行により、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得について総合課税と申告分離課税との選択制が創設されたことに伴い、本年四月から所得等報告書の様式

を改めようとするものでございます。

次に、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件でございますが、本件は、事務局職員の定員を十五人減らし、千二百十二人に改めようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（西岡武夫君）　以上三件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西岡武夫君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（西岡武夫君）　次に、国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件及び国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件の両件を一括して議題といたします。

図書館長の説明を求めます。

○国立国会図書館長（長尾真君）　御説明申し上げます。

第一に、国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件でありますが、これは、本年四月一日から国立国会図書館の職員の定員を八人減らし、八百八十八人としようとするものであります。

第二に、国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件でありますが、これは、国立国会図書館法第二十五条の三の規定によるインターネット資料の収集に関する事務については関西館がつかさどることとしようとするものであり、国立国会図書館法の一部を改正する法律の施行の日、すなわち本年四月一日から施行することといたしております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（西岡武夫君）　両件につきましては、ただいまの図書館長説明のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西岡武夫君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（西岡武夫君）　次に、本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、環境影響評価法の一部を改正する法律案につき、本日の本会議においてその趣旨説明を聴取するとともに、民主党・新緑風会・国民新・日本一人十分、自由民主党・改革クラブ一人十五分及び公明党一人十分の質疑を順次行うことに意見が一致いたしました。

理事会申合せのとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西岡武夫君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（西岡武夫君）　次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長（小幡幹雄君）　御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、環境影響評価法の一部を改正する法律案の趣旨説明でございます。まず、日程に追加して提出者の趣旨説明を求めることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、小沢環境大臣から趣旨説明があり、これに対し、広中和歌子君、有村治子君、加藤修一君の順に質疑を行います。

次に、日程第一について、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第二について、災害対策特別委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第三について、財政金融委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第四及び本日委員会議了の国土調査促進特別措置法及び国土調査法改正案を日程に追加して一括して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、国土交通委員長が報告されます。採決は二回に分けて行います。

次に、日程第五及び本日委員会議了の介護保険法施行法改正案を日程に追加して一括して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、厚生労働委員長が報告されます。採決は二回に分けて行います。

次に、日程第六について、総務委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第七について、文教科学委員長が報告されます。次いで、義家弘介君十分の討論の後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会を議了いたしました国立国会図書館支部図書館法改正案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告された後、採決いたします。

なお、以上の議案の採決は、いずれも押しボタン式投票をもって行います。

次に、先ほど本委員会において御決定のありました参議院事務局職員定員規程改正案について起立採決いたします。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約一時間五十五分の見込みでございます。

○委員長（西岡武夫君）　ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西岡武夫君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、予鈴は午後零時五十五分、本鈴は午後一時でございます。

暫時休憩いたします。

午後零時四十八分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一　消費者庁に、国立国会図書館支部消費者庁図書館を置くこと。（第一条関係）

二　この法律は、公布の日から施行すること。（附則関係）

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下支部図書館」を「以下「支部図書館」に改め、同条の表国立国会図書館支部金融庁図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部消費者庁図書館

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

消費者庁に国立国会図書館支部図書館を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正（新旧対照表）

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）

改正案	現行
第一条　次の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館（以下「支部図書館」という。）は、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。	第一条　次の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館（以下「支部図書館」という。）は、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。

（略）	（略）
国立国会図書館支部金融庁図書館	金融庁
国立国会図書館支部消費者庁図書館	消費者庁
（略）	（略）

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案新旧対照表

○　議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程（昭和二十二年九月一日両院議長協議決定）

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程（昭和二十二年九月一日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一九、〇〇〇円」を「一八、九〇〇円」に、「二三、二〇〇円」を「二三、一〇〇円」に改める。

附　則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

（傍線部分は改正部分）

改正案

別表第二（第二条、第三条関係）

車賃（一キロメートルにつき）	日当（一日につき）			
	出頭し、又は陳述をした日		出頭し、又は陳述をした日以外の日	
	陳述に要した時間（これに準ずる時間を含む。）が四時間未満の場合	陳述に要した時間（これに準ずる時間を含む。）が四時間以上の場合		
三七円	一八、九〇〇円	二三、一〇〇円	三、〇〇〇円	宿泊を要する場合には、上記の金額に、証人等として出頭し、又は陳述をした日及びその前日並びに証人等として滞在した日にあつては一四、八〇〇円を、それ以外の日にあつては一三、三〇〇円を、それぞれ加えた金額とする。

現行

別表第二（第二条、第三条関係）

車賃（一キロメートルにつき）	日当（一日につき）			
	出頭し、又は陳述をした日		出頭し、又は陳述をした日以外の日	
	陳述に要した時間（これに準ずる時間を含む。）が四時間未満の場合	陳述に要した時間（これに準ずる時間を含む。）が四時間以上の場合		
三七円	一九、〇〇〇円	二三、二〇〇円	三、〇〇〇円	宿泊を要する場合には、上記の金額に、証人等として出頭し、又は陳述をした日及びその前日並びに証人等として滞在した日にあつては一四、八〇〇円を、それ以外の日にあつては一三、三〇〇円を、それぞれ加えた金額とする。

国会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程案

国会議員の資産等の公開に関する規程（平成四年十二月十日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

別記様式第三中

「

分離	
土地等の事業雑所得	
短期譲渡所得	

」を

「

分離		
土地等の事業雑所得		
短期譲渡所得		
長期譲渡所得		
株式等の事業・譲渡雑所得		
先物取引の事業雑所得		

」に改める。

附　則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

国会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程案　新旧対照表

○国会議員の資産等の公開に関する規程（平成四年十二月十日両院議長協議決定）

（傍線部分は改正部分）

改正案

別記様式第三

		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分離課税	土地等の事業雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業雑所得		
山林所得			

現行

別記様式第三

		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分離課税	土地等の事業雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡雑所得		
	先物取引の事業雑所得		
山林所得			

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程（昭和三十三年三月三十一日議決）の一部を次のように改正する。

「千二百二十七人」を「千二百十二人」に改める。

附　則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案新旧対照表

参議院事務局職員定員規程（昭和三十三年三月三十一日議決）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
参議院事務局職員（事務総長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。）の定員は、千二百十二人とする。	参議院事務局職員（事務総長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。）の定員は、千二百二十七人とする。

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館職員定員規程（昭和三十三年国立国会図書館規程第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「八百九十六人」を「八百八十八人」に改める。

附　則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

国立国会図書館職員定員規程の一部改正（新旧対照表）

国立国会図書館職員定員規程（昭和三十三年国立国会図書館規程第一号）

改正案	現行
国立国会図書館職員（館長、副館長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。）の定員は、八百八十八人とする。	国立国会図書館職員（館長、副館長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。）の定員は、八百九十六人とする。

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館組織規程（平成十四年国立国会図書館規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四号中「図書館資料」の下に「（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであって、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたもの（以下「インターネット資料」という。）を除く。以下同じ。）」を加える。

第三条第四号中「有する情報」の下に「及びインターネット資料」を加え、同条第八号中「その他の図書館資料と同等の内容を有する情報」を削り、「記録した」の下に「次条第五号に規定する」を加える。

第九条第二項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　法第二十五条の三第一項の規定による記録その他の方法によるインターネット資料の収集に関すること。

第十条第二項第二号中「法第二十二条第一項に規定する」を「おおむね十八歳以下の者が主たる利用者として想定される」に改める。

第十四条中「図書館資料」の下に「及び電子情報」を加える。

附　則

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

国立国会図書館組織規程の一部改正（新旧対照表）

国立国会図書館組織規程（平成十四年国立国会図書館規程第二号）

改正案	現行
（総務部の事務） 第二条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十三　（略） 十四　図書館資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであって、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたもの（以下「インターネット資料」という。）を除く。以下同じ。）に関する事務の統合的な処理のための情報システムの整備及び管理並びに情報システムに係る事務の調整に関すること。 十五～二十三　（略） （調査及び立法考査局の事務） 第三条　調査及び立法考査局（以下「局」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　法令資料、議会資料、官庁資料、政府間国際機関資料並びに法律及び政治を主題とする図書館資料及び電子情報（インターネットその他の高度情報通信ネット	（総務部の事務） 第二条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十三　（略） 十四　図書館資料に関する事務の統合的な処理のための情報システムの整備及び管理並びに情報システムに係る事務の調整に関すること。 十五～二十三　（略） （調査及び立法考査局の事務） 第三条　調査及び立法考査局（以下「局」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　法令資料、議会資料、官庁資料、政府間国際機関資料並びに法律及び政治を主題とする図書館資料及び電子情報（インターネットその他の高度情報通信ネット

ワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報及びインターネット資料をいう。以下同じ。）の選書又は選定に関すること。

五～七　（略）

八　局所属の閲覧室等における電子情報及び館長が定める電磁的資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した次条第五号に規定する収集資料をいう。以下同じ。）（以下「電子情報等」という。）に係る図書館奉仕の提供に関すること。

（関西館）

第九条　（略）

2　関西館は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　法第二十五条の三第一項の規定による記録その他の方法によるインターネット資料の収集に関すること。

七～十一　（略）

（国際子ども図書館）

第十条　（略）

2　国際子ども図書館は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　児童書（おおむね十八歳以下の者が主たる利用者として想定される図書及びその他の図書館資料をいう。以下この項において同じ。）及びその関連資料の選書に関すること。

三～七　（略）

（司書の職務）

第十四条　司書は、命を受けて、図書館資料及び電子情報に係る収集、整理、保管、保存、図書館奉仕の提供等に関する事務をつかさどる。

ワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報をいう。以下同じ。）の選書又は選定に関すること。

五～七　（略）

八　局所属の閲覧室等における電子情報その他の図書館資料と同等の内容を有する情報及び館長が定める電磁的資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した収集資料をいう。以下同じ。）（以下「電子情報等」という。）に係る図書館奉仕の提供に関すること。

（関西館）

第九条　（略）

2　関西館は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六～十　（略）

（国際子ども図書館）

第十条　（略）

2　国際子ども図書館は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　児童書（法第二十二条第一項に規定する図書及びその他の図書館資料をいう。以下この項において同じ。）及びその関連資料の選書に関すること。

三～七　（略）

（司書の職務）

第十四条　司書は、命を受けて、図書館資料に係る収集、整理、保管、保存、図書館奉仕の提供等に関する事務をつかさどる。

三月三十一日（水）の議事予定

環境影響評価法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

趣旨説明　小沢環境大臣

質　疑　広中和歌子君（民）　一〇分

有村　治子君（自）　一五分

加藤　修一君（公）　一〇分

日程第一　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第二　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第三　株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四　国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

（緊急上程予定）

国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第五　雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

（緊急上程予定）

介護保険法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第六　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第七　公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

討　論　義家　弘介君（自）　一〇分

（緊急上程予定）

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下支部図書館」を「以下「支部図書館」」に改め、同条の表国立国会図書館支部金融庁図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部消費者庁図書館	消費者庁

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

（予備審査のための付託は同日）

一、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、平和憲法の改悪反対に関する請願（第五一四号）

一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願（第五一五号）

第五一四号　平成二十二年三月十八日受理

平和憲法の改悪反対に関する請願

請　願　者　東京都府中市住吉町三ノ五七ノ一　二ノ一〇七　鈴木正人　外一万五千四百十一名

紹介議員　小池　晃君

日本国憲法は、悲惨な戦争と多くの犠牲・惨禍の反省から、国民の平和と民主主義の願いを込めて生み出された。しかし、今、平和、暮らしが脅かされようとしており、戦争に巻き込まれていくのではないかと懸念する人が増えている。戦争の惨禍、殺りくと破壊の恐ろしさ、むなしさを経験している仲間もたくさんおり、核廃絶、戦争反対はすべての人々の願いである。二度と戦争を起こさないために、平和憲法をしっかり守り、いかしていくことこそ日本に求められている国際的役割である。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法第九条の改悪を行わないこと。

第五一五号　平成二十二年三月十八日受理

憲法改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請　願　者　東京都杉並区荻窪二ノ四三ノ一七　ノ二〇六　村田安弘　外七千九百八十七名

紹介議員　小池　晃君

日本国憲法は、悲惨な戦争と専制政治への反省から、人々の平和と民主主義の願いを込めて生み出された。中でも、戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認を定めた第九条は、二一世紀の世界の在り方を示すものとして、平和を愛する国内外の人々の熱い支持を集めている。しかし、今、憲法第九条を変え、アメリカと共に自衛隊が海外で戦争できるようにし、国民の自由や人権を制限し、日本を再び戦争する国にしようとする動きが強まっている。このような憲法改悪の動きを受け入れることはできない。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすこと。

平成二十二年四月五日印刷
平成二十二年四月六日発行
参議院事務局
印刷者　国立印刷局
A